

高松高等裁判所平成21年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

判決要旨

【当事者】

原告

被告 香川県選挙管理委員会

【主文】

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

【事案の要旨】

本件は、平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙（本件選挙）について、香川県第1区の選挙人である原告が、公職選挙法が定める衆議院小選挙区選出議員の定数配分規定（本件区割規定）は人口分布に比例した定数配分となっておらず、憲法が規定する代表民主制、選挙権の平等の保障等に違反するので無効であるとして、本件選挙のうち香川県第1区における選挙を無効とすることを求める事案であり、争点は、本件区割規定が憲法に違反するか否かである。

【当裁判所の判断の骨子】

本件選挙当時、選挙区間における議員1人当たりの人口又は選挙人数の較差は、憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至っていたものではあるが、本件区割規定について合理的期間内における是正がされなかったものとまでは認めることができず、国会が本件区割規定を改正しなかったことがその裁量を逸脱したものとして憲法に違反するということはできないから、本件選挙当時の本件区割規定を憲法に違反するものと断定することはできない。

【当裁判所の判断】

- 1 憲法は投票価値の平等を要求していると解されるが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する際の唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和

的に実現されるべきものであるから、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が損なわれることになつても、やむを得ないものと解すべきである。

憲法は、国会が衆議院議員の選挙区割りや定数配分を決定するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることを求めている。他方、選挙区割りや定数配分の具体的決定に当たっては、従来の選挙実績、選挙区としてのまとまり具合、行政区画、面積の大小、地理的状況、人口の都市集中化の現象等の諸般の事情が考慮されるものであり、これらをどのように考慮するかについて一定の客観的基準は存在しないから、選挙区割りや定数配分を定める規定の合憲性は、国会が具体的に定めたところがその裁量権の合理的行使として是認されるかどうかによって決するほかない。そして、具体的に決定された選挙区割りや定数配分の下における選挙人の有する投票価値に不平等が存在し、その不平等が国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、憲法違反と判断される。

2 区画審設置法によれば、区画審は、衆議院議員小選挙区の改定に関し、必要があると認めるときは、10年ごとに行われる国勢調査の大規模調査の結果が最初に公示されてから1年以内に、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされ、また、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときには、改定案を作成して勧告することができるとされている。

改定案を作成するに当たっては、各選挙区の人口較差が2倍以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬものとされるが、各都道府県の区域内の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当した上で（1人別枠方式）、これに小選挙区選出議員の定数に相当する数（300）から都道府県の数（47）

を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とするとされている。

区画審は、平成12年10月に実施された国勢調査の大規模調査の結果に基づき、平成13年12月、小選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受けて、平成14年7月31日、その勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部改正が行われた。

同改正による区割規定は、その制定時から、選挙区間の人口の最大較差が1対2.064と2倍以上であり、人口最少の選挙区と比較して較差2倍以上の選挙区が9も存在していたものであるが、従来の選挙区割りにおいて存していた較差を縮小させるものであった。

3 平成17年実施の国勢調査（簡易調査）の結果によれば、人口最少の高知県第3区と香川県第1区との間の較差は1対1.437であり、最大較差は、高知県第3区と人口最多の千葉県第4区との間の1対2.203であった。また、人口最少の選挙区との較差が2倍以上となる選挙区の数も、平成14年改正時の5倍以上の48に及んでおり、選挙区の人口が全国基準人数の3分の2を下回る選挙区の数が15、3分の4を超える選挙区の数が2となっていた。

さらに、本件選挙当日の選挙区間の有権者数の較差を見ると、有権者数最少の高知県第3区と香川県第1区との間の較差は1対1.439であり、最大較差は、高知県第3区と有権者数最多の千葉県第4区との間の1対2.304であった。

4 上記のような投票価値の不平等が生じる大きな原因として、1人別枠方式の採用が挙げられる。

平成17年の国勢調査結果によれば、1人別枠方式を前提とした配分では、都道府県間の議員1人当たりの人口の最大較差は、既に1対1.845にも達しているのであって、人口比例方式により各都道府県へ議席の配分をした場合の最大較差が1対1.638（しかも、較差1.638の鳥取県以外は、すべ

て較差 1.4 未満) にとどまっていることを考慮すれば、1人別枠方式の採用が、選挙区間の人口の平等の実現を困難にする主な原因となっていることは明らかである。

1人別枠方式は、過疎地域に対する配慮などから、相対的に人口の少ない都道府県に定数を多めに配分し、人口の少ない都道府県に居住する国民の意見をも十分に国政に反映させることができるようにすることを目的とするものと解される。しかし、過疎地域に対する配慮が国政上必要であるとしても、人口の少ない都道府県への配分を多くすることにより最大較差が縮小することとなるときや、人口比例により各都道府県に配分したときに議席の配分が零となる場合に少なくとも 1 の配分をするときのような、例外的な場合でなければ、投票価値の平等という憲法上の要請よりも過疎地域への配慮という政策目的を優位に置くこととなり、投票価値の平等の実現が憲法上より強く要請される衆議院議員の定数配分に当たって、上記理由をもって十分に合理的なものということはできない。

また、都道府県の人口が多いか少ないかということと、その都道府県が過疎地域か否かということとの間には、必ずしも関連性がなく（北海道のように、過疎地を多く抱えていても人口の多い都道府県には、1人別枠方式による恩恵がない。），また、1人別枠方式は、人口が少ない都道府県に常に定数を多く配分しているものではない（全国で 2 番目に人口が少ない島根県や 10 番目から 15 番目までに人口が少ない富山、秋田等の 6 県は、1人別枠方式による恩恵がないのに、これらの県よりも人口が多い沖縄、滋賀等の 11 県は、1人別枠方式による恩恵を受けている。）。このように、1人別枠方式は、その目的との関連性においても、合理性が乏しい。

5 以上のとおり、平成 17 年の総選挙当時における選挙区間の有権者数の最大較差は 1 対 2.171 であった上、同年の国勢調査の結果によれば、選挙区間の人口の最大較差は 1 対 2.203 に拡大し、人口最少の選挙区との較差が 2

倍以上となっている選挙区の数は、平成14年改正時の5倍以上に増加するなど、投票価値の不平等が拡大していることが客観的にも明らかな状態となっていた。そのような投票価値の不平等が生じる大きな原因である1人別枠方式には、大きな不平等を許容するに足りるだけの合理性は乏しく、本件選挙の時点では、上記不平等は、既に憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至っていたものと認められる。

もっとも、区割規定を定めた後の人口の異動により、選挙区間の人口ないし選挙人数の較差が拡大し、選挙当時におけるその較差が憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至った場合には、これによって直ちに当該規定を憲法違反とすべきものではなく、合理的期間内のは正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われない場合に、初めて憲法違反と判断されるべきである。

そして、区画審設置法が、選挙区割りについて原則として国勢調査の大規模調査の結果によって改定の勧告をするものとし、それ以外には例外的に勧告をするとができると規定していること、1人別枠方式による現行の選挙制度については、平成6年以降、2倍を超える較差の拡大が認められたが、最高裁判所の判断においても各判断時点においては区割規定を憲法違反と認めない見解が多数を占めていたこと、選挙制度の改正には相応の時間を要することなどの諸事情を総合すれば、平成17年10月に実施された国勢調査の結果から区画審が平成18年2月に勧告を行わないこととし、国会も本件区割規定の改正を検討しなかったことをもって、合理的期間内におけるは正がされなかつたものとまでは認められず、国会が本件区割規定を改正しなかつたことがその裁量を逸脱したものとして、憲法に違反するということはできない。

#### 【裁判官】

高松高等裁判所第2部 杉本正樹、大藪和男、市原義孝